

医療法人社団松下会 白庭病院
居宅療養管理指導 重要事項説明書

事業所番号： 2 9 1 0 3 0 1 5 0 2

居宅療養管理指導 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者の概要

名 称	医療法人社団松下会		
所 在 地	奈良県生駒市白庭台 6 番地 1 0 号 1		
代 表 者	理事長 平林 倫子		
電 話 番 号	0743-70-0022	F A X 番 号	0743-70-0023

2. ご利用施設

名 称	医療法人社団松下会 白庭病院		
所 在 地	奈良県生駒市白庭台 6 番地 1 0 号 1		
事業者番号	2910301502 号		
管 理 者	院長 小林 章郎		
電 話 番 号	0743-70-0022	F A X 番 号	0743-70-0023
営 業 日	月曜日～金曜日 ※土、日曜日、祝祭日及び年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日は休業		
営 業 時 間	午前 9 時から午後 5 時		

3. 居宅療養管理指導の目的と運営方針

目 的	病院の医師が通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあっては要支援状態）にある者（「要介護者等」）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
運営方針	要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医師・管理栄養士が、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。 居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 事業所窓口の営業部及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日※土、日曜日、祝祭日及び年末年始 12月30日から1月3日は休業
営業時間	午前9時～午後5時 但し、電話等により24時間連絡可能な体制をおく。

5. サービス提供日と提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日※土・日曜日、祝祭日及び年末年始 12月30日から1月3日は休業
サービス提供時間	午前9時～午後5時 但し、電話等により24時間連絡可能な体制をおく。

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
医師	①通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 ②利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 ③文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	常勤3名
管理栄養士	①管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 ②作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。 ③概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	常勤2名

7. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、看護職員又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

医療行為

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

利用者の同居家族に対するサービス提供

利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除等）

利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用者の方からいただく利用者負担金は以下のとおり（単位数は全て1回あたり）です。

サービス	職種等		基本単位	利用料	利用者負担
					1割負担
居宅療養管理指導費（Ⅱ） 介護予防居宅療養管理料※1	医師 （月2回を限度）	単一建物居住者1人の場合 （単位）※2	299 単位	2,990 円	299 円
		単一建物居住者2～9人の場合（単位）※2	287 単位	2,870 円	287 円
		単一建物居住者10人以上の場合（単位）※2	260 単位	2,600 円	260 円
居宅療養管理指導費 介護予防居宅療養管理料	管理栄養士 （月2回を限度）	単一建物居住者1人の場合 （単位）※2	545 単位	5,450 円	545 円
		単一建物居住者2～9人の場合（単位）※2	487 単位	4,870 円	487 円
		単一建物居住者10人以上の場合（単位）※2	444 単位	4,440 円	440 円

※1 訪問診療又は往診を行った日に限り算定。在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者が対象。

※2 当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

8. サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 相談・苦情窓口、及び事故発生時の対応について

- (1) 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- (3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。
- (4) 利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、すみやかに家族および市町村・関連事業所に連絡して必要な措置を講じます。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します

〔事業所の窓口〕 医療法人社団松下会 白庭病院 看護師 内田 彩乃	所在地 奈良県生駒市白庭台 6 丁目 1 0 番 1 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 電話番号 0743-70-0022 FAX 番号 0743-70-0023
〔市町村の窓口〕 生駒市 介護保険課	所在地 奈良県生駒市東新町 8－3 8 受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話番号 0743-74-1111 FAX 番号 0743-72-1320
〔県の窓口〕 長寿社会課 介護事業係	所在地 奈良市登大路町 30 番地 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号 0742－27－8532
〔公的団体の窓口〕 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 橿原市大久保町 302－1 市町村会館内 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号 0120－21－6899 または 0744－21－6811

11. キャンセルについて

利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに前記のサービス責任者連絡先までご連絡下さい。利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

事業者の業務上の理由、交通事情その他やむを得ない理由により、日程及び訪問時間に変更されることがあります。事業者は、できる限り事前に予定の変更を利用者にお知らせし、同意を得られるよう努力しますのでご理解下さい。また、振替のご希望があれば、曜日・時間の提案をさせていただきます。

12. 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。